

# あがの民商ニュース

## 税務調査で2年後にインボイス（適格請求書）

10月末に法人の税務調査の立ち会いをしてきました。

税務署員の方は、社内外注費について、「2年後から実施されようとしている適格請求書は、社内外注の方で仕入税額控除にならない方もでてくる。今のうちに従業員と同じように給与にして源泉しておきましょう」と述べました。

また、消費税申告についても、本則課税については、どの科目がどれくらい課税仕入があったかわかる明細書・簡易課税では、現場や取引先ごとに何種の売上になるのかを細かくチェックしていました。

ここ数年でスマートフォンが普及し、業者が使用している請求書ソフト等も直ぐに検索していました。

## 有給休暇は企業の義務

有給休暇について、問い合わせがありました。

有給休暇は雇入から6ヶ月間継続勤務し、全労働日数の8割以上出勤した労働者に10日分の有給休暇を与えなければなりません。

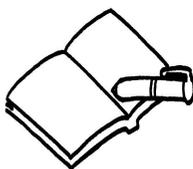
その後、勤務年数によって有給休暇日数が下記のように変わっていきます。

4月1日から年10日以上有給休暇がある全ての労働者に会社側は最低5日以上の有給休暇を取らせなければならなくなりました。

使用者側が年5日の有給休暇を取らせなかった場合罰則があります。（労基法第39条違反）

### 年次有給休暇 一般労働者

勤続年数	6ヶ月	1年	2年	3年	4年	5年	6年
	6ヶ月						
付与日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日



### 青色申告調査

個人業者の税務著差では、民商の自主計算ノートを元に、事前に再計算し売上等、計上もれ、計算間違いを行いながら対応してました。

阿賀野民主商工会  
阿賀野市南安野町一・三八  
☎〇二五〇・六二七・一五八

NO 1724

商売くらしに役立つ！  
全国  
商工新聞  
月/500円



**県婦協婦人部学校**  
県婦協婦人部学校が10月20日、多宝温泉で開催されました。「戦争経験者が語る戦争とは」を藤田博さん(97)を招いてお話を聞きました。  
藤田さんは、戦時中、天皇は統帥権をもつ「大元帥」で、今の天皇とは地位も権力も全く異なることを強調。  
国民主権をうたう日本国憲法は世界一の憲法。憲法を守ってください」と訴えました。

### 生命保険控除証明書届く

あつという間に、一年が過ぎようとしています。なんと**生命保険控除証明書**が届いています。暦を見ると、もう11月です。  
生命保険控除証明書は、年末調整・確定申告で必要な書類です。  
事業主の皆さん確定申告まで大切に保管しておきましょう。申告時に「どっかやってしまった」ということにならないようにしましょう。

### 労働保険事務組合より

労働保険2期分の口座振替日・納入期日は先の通りとなります。納入の都合がわるい方は事前に連絡をいただけると助かります。

記

● **口座振替・納入日 10月31日(木)まで**

### 婦人部よりお知らせ

婦人部では財政活動のため、たまごスープを仕入れ販売することにしました。ご協力をお願いします。

各 **500円** 5食入り

- 4種類
- 野菜たっぷりたまごスープ
  - キムチたまごスープ
  - フカヒレ風たまごスープ
  - トマトの野菜仲間のたまごスープ

### みんななかよし

### 2020 憲法9条カレンダー

1部 **1200円** (税込み)

今週の商工新聞と一緒に申込書を折り込みます。民商でも申し込みがあればまとめて注文します。

